

一般社団法人埼玉県弓道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞遵守状況の自己説明

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している、 B：一部対応している、 C：対応できていない

※当連盟の諸説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.saikyuren.jp/

令和6年1月11日

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類	対応 状況
1	[原則1]法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか	(ア) 当連盟は事業運営を一層適切に行うため、令和5年4月に一般社団法人への登記を行った。 (イ) 現在は専門家の意見も得ながら、「一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律」等に基づき、適切な団体運営及び事業運営を行っている。	・定款 ・監査規程 ・令和5年度定時代議員会議案書	A
2	[原則1]法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実態を備え、団体の規約等を遵守しているか	/		
3	[原則1]法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである	(3) 事業運営に当て適用される法令等を遵守しているか	(ア) 当連盟は、事業の運営にあたっては適用される法令等を遵守している	・定款 ・監査規程	A
4	[原則1]法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか	(ア) 当連盟の定款、及び諸規則で役員の数、役務、任期等を規程し運営しており、役員等の体制は整備されている。	・定款 ・専門委員会運営規程 ・女子部規程 ・役職定年制に関する内規 ・役員表	A

一般社団法人埼玉県弓道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞遵守状況の自己説明

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している、 B：一部対応している、 C：対応できていない

※当連盟の諸説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.saikyuren.jp/

令和6年1月11日

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類	対応 状況
5	[原則2]組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか	(ア) 当連盟の目指すべき基本方針は定款に記載され、代議員会で承認された事業計画、予算等を当連盟ホームページで公表している。	・定款 ・事業計画 ・予算書	A
6	[原則3]暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである	(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか	(ア) 当連盟は法人化以前から倫理規程等を定め、倫理委員会、コンプライアンス委員会等を設置し、会員へのコンプライアンス意識の徹底を図ってきた。 (イ) 令和5年8月26日に弁護士を講師に迎え研修会を実施した。この研修会は、倫理委員及び理事を対象とし、ガバナンス及びコンプライアンスに関する研修を行った。	・倫理規定 ・懲戒規程 ・コンプライアンス委員会規程	A
7	[原則3]暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである	(2) 指導者、競技者等に、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか	(ア) 指導者に対しては、全弓連の地方委員資格を取得、または更新（3年毎）するときにコンプライアンス教育を行っている (イ) 国スポ選手育成会・錬成会等では国スポ選手強化委員会でコンプライアンス教育を行っている。 (ウ) 今後は県内各連盟の指導者・責任者を対象としたコンプライアンス教育を行う予定である。	・倫理規定 ・懲戒規程 ・コンプライアンス委員会規程	B
8	[原則4]公正かつ適切な会計処理を行うべきである	(1) 財務・経理の処理を適切に行ない、公正な会計原則を遵守しているか	(ア) 当連盟は定款、及び会計に関する規則を遵守して適切に会計処理、及び監査を行っている。 (イ) 税理士の助言を受けながら適切な財務・経理の処理を行い、税務署に対して適切に税務報告を行っている。	・定款 ・監査規程 ・予算書 ・決算書	A

一般社団法人埼玉県弓道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞遵守状況の自己説明

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している、 B：一部対応している、 C：対応できていない

※当連盟の諸説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.saikyuren.jp/

令和6年1月11日

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類	対応 状況
9	[原則4]公正かつ適切な会計処理を行うべきである	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか	(ア) 公的助成の受給にあたっては、助成元における経理要綱などの定めに沿って適切に処理・報告し、法令等を遵守している	・定款 ・監査規程	A
10	[原則4]公正かつ適切な会計処理を行うべきである	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか	(ア) 当連盟の定款第4章第31条で理事と監事の兼任を禁止し、また当連盟規則で会計担当理事2名、監査役員2名とし、監査体制を明確にしている。 (イ) 税務関係処理のため、公認会計士等による外部監査も導入している。 (ウ) 監査規程を定め、監査結果については当連盟ホームページに公開予定である。	・定款 ・監査規程 ・会計規程 ・会計規程内規	B
11	[原則5]法令に基づく情報開示を行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか	(ア) 当連盟のホームページで、定款、予算、決算、事業計画書等を公表している。 (イ) 個人情報保護の観点から、当連盟規則で情報の取扱いについて規定している。	・定款 ・監査規程 ・文書管理規程 ・埼玉連会会員情報の共有と範囲に関する内規 ・IT事務所に関する内規	A
12	[原則5]法令に基づく情報開示を行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである	(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか	(ア) 当連盟が主催・主管する大会、審査、講習会等の結果や、当連盟からのその他のお知らせも適宜公表している。また、当連盟の会報「埼玉連だより」を年2回発行し情報発信している (イ) 各支部からの情報開示が一部行われていないところもあり、開示を促す。	・会報「埼玉連だより」 ・当連盟ホームページ	B